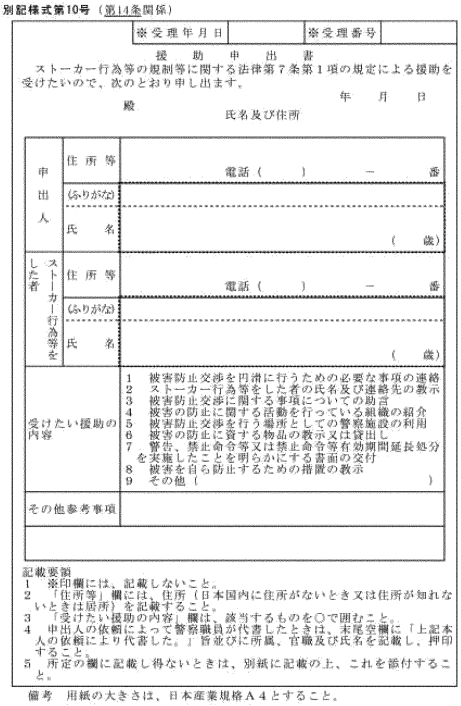
備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第10号（第14条関係）



	※受理年月日	※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　　）　－　　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　　）　－　　番
	（ふりがな）	
	氏名	（　歳）
受けたい援助の内容	１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　　）
その他参考事項		

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。

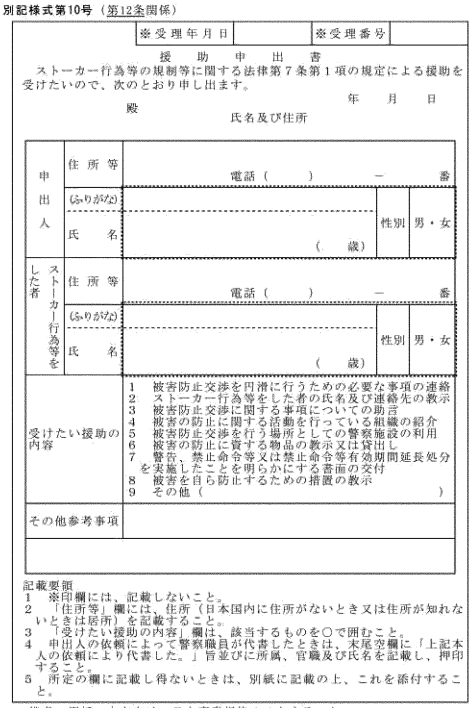
３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。

４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第10号（第12条関係）



	※受理年月日	※受理番号

援　助　申　出　書

ストーカー行為等の規制等に関する法律第７条第１項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年　月　日

殿

氏名及び住所

申出人	住所等	電話（　　）　－　　番		
	（ふりがな）		性別	男・女
	氏名	（　歳）		
ストーカー行為等をした者	住所等	電話（　　）　－　　番		
	（ふりがな）		性別	男・女
	氏名	（　歳）		
受けたい援助の内容	１　被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 ２　ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 ３　被害防止交渉に関する事項についての助言 ４　被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 ５　被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 ６　被害の防止に資する物品の教示又は貸出し ７　警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 ８　被害を自ら防止するための措置の教示 ９　その他（　　）			
その他参考事項				

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）を記載すること。

３　「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。

４　申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第二条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出人に対する通知） **第二十六条**　［略］ ２　前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等又は同条第四項に規定するストーカー行為をされていた場合 ［二　略］	（届出人に対する通知） **第二十六条**　［同上］ ２　［同上］ 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するストーカー行為をされていた場合 ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。